

# 台湾タックス・ヘイブン対策税制（CFC 税制）

台湾 CFC 税制は、2023 年 1 月 1 日から発効します。

CFC とは、被支配外国法人を意味します。台湾の課税標準を保護するため、国際的な傾向に沿って、台湾政府は CFC を経由する複雑な国際税制の回避防止を目的として CFC 税制を導入します。同税制は 2023 年 1 月 1 日から発効となります。

## CFC の定義

租税負担率が低い国または管轄内で登録された外国会社で、直接または間接を問わず、その払込済み資本金の 50% を台湾の個人およびその関連当事者が所有し、または台湾法人およびその関連当事者が所有するものを意味します。所有割合が 50% 未満であっても、直接または間接を問わず、当該外国会社が個人およびその関連当事者が実質的に支配し、または台湾法人およびその関連当事者が実質的に支配している場合は、当該外国会社は CFC に該当します。

租税負担率が低い国または管轄とは、以下のいずれかを指します。

- 外国/管轄内の法人税率が台湾の税率の 70% 以下である場合 ( $20\% \times 70\% = 14\%$ )
- 外国/管轄が領土主義課税を採用している場合（海外に起因する所得に対し課税しない、または所得が戻し送金された場合にのみ課税する場合）

財務省は、租税負担率が低い国の参照リストを公表する予定です。

## 関連当事者の定義

関連当事者の定義は広く、詳しいは、営利企業が被支配外国会社から稼得した所得の適用に関する規則の第 3 条の記述をご参照下さい。

## 範囲

本条の第 1 項に定める CFC 税制の定義に該当する外国会社が含まれます。しかし、CFC 税制および PEM 税制（実質的な業務地）に関する規則の両方が適用される場合、PEM が CFC より優先されます。

なお、CFC にも実質優先主義が適用されることにご注意ください。つまり、名義人を通じて所有されている株式も考慮する必要があります。

## 例外

CFC 税制は、被支配外国会社が実質的な業務活動を遂行していると認められる場合、適用除外となります。

これは、外国会社が登記されている場所内に業務遂行地があり、外国会社が現地で実際の業務活動を遂行する従業員を雇用している場合を意味します。更に、不労所得（家賃、ロイヤルティ、利子など）が営業所得および営業外所得の合計の10%未満である場合もこれに該当します。

PEM（実質的な業務地）の規則がCFC税制よりも優先されるので、PEM規則に従いすでに所得が認識されている場合、CFC規則に基づき同一の所得を申告する必要はありません。

## 税額の計算（個人）

CFC所得計算は以下の通りです。

CFC所得=当期にCFCが稼得した所得-法定準備金の積立額-過年度欠損金

課税すべきCFC所得は、現実の保有率および加重平均保有期間に基づき計算します。

CFC所得（税務申告をする世帯別）の合計が1百万台湾ドル未満である場合、この所得を申告する必要はありません。

当期のCFC所得が7百万台湾ドル未満である場合、この所得を申告する必要はありません。しかし、CFCが複数存在し、すべてのCFC所得（税務申告をする世帯別）の合計が7百万台湾ドルを超えた場合、全額を申告する必要があります。

CFC欠損金は、公認会計士の監査証明があれば、10年間繰り延べることができます。CFC欠損金は同一の被投資会社から得たCFC所得に対してのみ相殺することができます。

累積欠損金とCFCへの払込済み資本とを相殺した場合、繰越欠損金の計算において、欠損金の繰り延べることができません。

CFC所得の損金算入は1回限りです。この所得は、配当金の分配が行われた年度に再度申告する必要はありません。ただし、分配された金額がCFC所得として申告された金額よりも高い場合はこの限りではありません。

CFC株式の売却により得た譲渡所得がある場合、課税所得計算は以下の通りです。

課税譲渡所得=売却価格-株式の取得費-申告済みCFC所得の残余×処分比率

個人に関するCFC所得には、AMT（代替所得税）の計算が適用されます。

## 税額の計算（営利会社の場合）

CFC所得は計算は以下の通りです。

CFC所得=当期に稼得した所得-法定準備金の積立額-過年度欠損金

課税CFC所得は、現実の保有率および加重平均保有期間に基づき計算します。

当期のCFC所得が7百万台湾ドル未満である場合、この所得を申告する必要はありません。しかし、CFCが複数存在し、すべてのCFC所得の合計が7百万台湾ドルを超えた場合、全額を申告する必要があります。

計算されたCFC欠損は、公認会計士の監査証明があれば、10年間繰り延べることができます。CFC欠損は同一の被投資会社から得たCFC所得に対してのみ相殺することができます。

累積損失金とCFCへの払込済み資本とを相殺した場合、繰越欠損金の計算において、欠損金を繰り延べることができません。

CFC所得の損金算入は1回限りです。この所得は、配当金の分配が行われた年度に再度申告する必要はありません。ただし、分配された金額がCFC所得として申告された金額よりも高い場合はこの限りではありません。

CFCの株式の売却により得た譲渡所得がある場合、課税所得は以下の通りです。

課税譲渡所得=売却価格-株式の取得費-申告済みCFC所得の残余×処分比率

## 違反の場合の効果

租税回避の金額が1千万台湾ドルを超えた場合、個人に対し、所得税徴収法の第41条に従い罰金が科され、1千万台湾ドルから1億台湾ドルの罰金および1年以上7年以下の懲役刑が科されます。

営利企業の場合、責任者に対し、所得税徴収法の第41条に従い罰金が科され、5百万台湾ドル以下の罰金および5年以下の懲役刑が科されま

### 当事務所のアプローチ

過去において、タックス・ヘイブン会社は、しばしば国際的タックスプランニングの一環として使用されてきました。しかし、CFC税制の導入により、現行のグループ構造はもはや税務上効果的ではなくなりました。

当事務所は、既存のグループ構造がCFC税制に照らし適切性を維持しているかどうかを評価する際にお手伝いいたします。ご不明な点がございましたら、ご遠慮なく当事務所の税務専門家にご連絡ください。

## 連絡先



### Jay Lo

執行パートナー

T +886 2 2789-0887 (内線)314

E [jay.lo@tw.gt.com](mailto:jay.lo@tw.gt.com)

[www.grantthornton.tw](http://www.grantthornton.tw)